令和3年6月15日(第4日) 開議 13時00分

○議長 星 正彦君

会議に先立ちまして、町長より発言の申出がありますので、これを許可します。 町長。

○町長 岡崎 邦博君

議会最終日に1件ご報告をさせていただきます。

本6月定例会の7日に行われた一般質問において、西藤議員よりいただきました新庁舎 等建設事業に関する住民周知の質問の中で、わかりやすい予算書を作成し今月15日に全 戸配布すると答弁させていただきました。

しかし、11日に行われた総務文教委員会において、わかりやすい予算書については今月末に配布する予定の、わかりやすい予算書別冊版と同日に配布したほうがよいのではないかというご意見をいただきました。

このご意見について、執行部内で検討した結果、ご意見のとおり同日に配布したほうがよいと判断いたしましたので、15日に全戸配布する予定であったわかりやすい予算書については、別冊版と同じ今月末に全戸配布することといたしましたので、ご報告させていただきます。

○議長 星 正彦君

これから、本日の会議を開きます。

日程はお手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第58号から日程第5 議案第64号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 須山民生産業委員長。

〇民生産業委員長 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第58号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第59号 鞍手町特定教育保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第60号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例。

議案第63号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更。

議案第64号 財産の出資。

本委員会は、6月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべき

ものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。 議案第58号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第59号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第60号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第63号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第64号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議案第58号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第59号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第63号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第64号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから採決を行います。

議案第58号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 財産の出資を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。 次に進みます。

日程第6 議案第56号から日程第9 議案第62号まで、また、継続審査に付していました日程第10 議案第41号及び日程第11 議案第42号の以上6件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。 篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第56号鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例。

議案第57号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に 伴う関係条例の整理に関する条例。

議案第62号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第3号。

本委員会は、6月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべき ものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第61号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第2号。

本委員会は6月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決 定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第41号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地内解体工事第1工区請負契約の締結。

議案第42号 庁舎等建設事業鞍手町庁舎等建設地内解体工事第2工区請負契約の締結。 本委員会は5月21日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を同意すべ きものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、次のとおり付帯意見をすることとします。

付帯意見。

庁舎等建設事業は、防災拠点として喫緊の課題であり、将来構想を踏まえ慎重な取扱いが必要であるが、調査建設や周辺施設の整備にかかる経費は、当初計画より建設コストの上昇や解体工事、開発範囲拡大に伴う費用、その他諸費用の増加が見込まれる。

よって、予算執行においては、予算内容を精査し、入札等の結果による2次的な結果に期待することなく、関連予算全体の縮減に努め、事業費の削減に努力すること。

また、町民に対する説明は、誤解を招くことなく、慎重かつ丁寧な説明に努めるとともに、 町民の納得いく庁舎建設の円滑な実施に向けて最善を尽くすこと。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第56号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議案第56号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第57号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に議案第61号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第62号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第41号について討論ありませんか。 西藤議員。

○11番 西藤 典子君

議案41号、42号について討論をいたします。

日本共産党の西藤典子です。私は、党町議団を代表しまして、議案第41号並びに議案第42号に反対の立場から討論を行います。

今回の二つの議案は、53億円をかける新庁舎建設に関わって、建設予定地の建物を解体する工事の請負契約締結です。

日本共産党は、4月の住民説明会から、急速に広がっている住民世論を大切にする立場から、住民の皆さんとの意見交換を進めるとともに、みんなが喜べる住民サービスのセンターづくりへコンパクトに見直しをと訴え、住民アンケートもお願いしご意見を伺ってきました。

現在、住民世論の大きなところは、53億円はかけ過ぎ、計画はコンパクトに見直しを、 一旦立ちどまれというところにあります。

町長は、かつて新庁舎建設の基本方針に財政状況を踏まえたコンパクトな施設、将来的な 人口減などを踏まえ、将来に大きな負担を残さない適正な規模の庁舎にしますとしており ました。 住民への説明が足りない、住民の多くはまだ計画を知らないままだ、という意見に対し、 町長は、住民説明会や議会において、新庁舎建設計画についての情報交換を約束されました が、それもまだ果たされておりません。

住民の合意もないまま、また、町の説明資料の配布もまだこれからという状況の中で、総事業費53億円の中に含まれる解体工事の契約議案を押し通すことは、問答無用でスケジュールどおりに進めると言わんばかりの態度であり、到底認められるものではありません。 住民合意のない53億円の新庁舎建設強行をこのままじっと見ているわけにはいきません。

現行計画をストップすること。住民への情報公開を急ぐこと。住民意見を募集すること。 その上で、コンパクトな計画へ見直すこと。

この四つの点を要求しまして、私の討論を終わります。

○議長 星 正彦君

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第2号を採 決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第62号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地内解体工事1工区請負契約 の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第41号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第42号 庁舎等建設事業鞍手町庁舎等建設地内解体工事2工区請負契約の 締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第42号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。日程第10 発議第2号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中議会運営委員長。

○議会運営委員長 田中 二三輝君

発委第2号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者に対し敬意と感謝の意を表する決議。

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月15日提出 提出者 議会運営委員会委員長 田中 二三輝。

提案理由 新型コロナウイルス感染症の拡大により、自らの危険を顧みず献身的な努力 を続けている医療従事者に対し、敬意と感謝の意を表する決議を掲げるため、鞍手町議会会 議規則第13条第3項の規定に基づき提出する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。発議第2号は質疑討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって発議第2号は、質疑討論を省略します。

これから、採決を行います。

発議第2号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者に対し、敬意と感謝の意を表する決議を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。 次に進みます。

日程第13 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第77条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出があっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、継続審査にすることにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、継続審査することに決定しま した。

これをもって本日の日程は全部終了しました。 これをもって令和3年第5回定例会を閉会します。

閉会13時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 田中 二三輝

議員 宇田川 亮